

鳥取県告示第121号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり久米ヶ原土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成24年2月28日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

退任した役員の氏名及び住所

理事	小谷俊一	倉吉市下米積411
〃	長田雅文	倉吉市国府683-1
〃	田中義博	倉吉市国府989-44
〃	太田里美	倉吉市服部440
〃	大口豊	東伯郡北栄町東高尾467
〃	岸本達	倉吉市国分寺236
〃	田中一重	倉吉市上米積338-10
〃	田村順一	倉吉市服部833-2
〃	筏津博文	倉吉市別所118-1
〃	岩井清憲	倉吉市下福田464
〃	前田賢	倉吉市大谷544
〃	澁谷史郎	倉吉市下福田706-108
〃	山口克洋	倉吉市横田647
〃	太田進博	倉吉市横田355-1
〃	大羽諄一	倉吉市福光627
〃	清水義徳	倉吉市服部979-32
監事	池田通夫	倉吉市下米積609
〃	長田重博	倉吉市国府459
〃	伊藤研	倉吉市福光256-3

平成24年2月16日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	小谷俊一	倉吉市下米積411
〃	長田雅文	倉吉市国府683-1
〃	田中義博	倉吉市国府989-44
〃	太田里美	倉吉市服部440
〃	長谷川満輝	倉吉市横田706
〃	長田浩二	倉吉市横田701
〃	大口豊	東伯郡北栄町東高尾467
〃	岸本達	倉吉市国分寺236
〃	田中一重	倉吉市上米積338-10
〃	田村順一	倉吉市服部833-2
〃	福井康夫	倉吉市下福田353
〃	筏津博文	倉吉市別所118-1
〃	前田賢	倉吉市大谷544
〃	澁谷史郎	倉吉市下福田706-108
〃	大羽諄一	倉吉市福光627

〃 清 水 義 徳 倉吉市服部979-32
監 事 徳 田 博 明 倉吉市福光574
〃 米 田 穰太郎 倉吉市下米積560
〃 長 田 重 博 倉吉市国府459

平成24年2月17日就任 任期4年